

## 2024 年度 大阪府環境保全活動補助金の審査基準について

## 1 審査の考え方

申請のあった事業について、大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会運営要領第2及び大阪府環境保全活動補助金交付要綱第6条の規定により、大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会において審査を行い、その結果を踏まえ、大阪府が予算の範囲内で事業者を決定するものとする。

## 2 審査・評価基準

本補助金が、「豊かな環境の保全及び創造に資する自主的な活動を促進するため、他の模範となる環境保全活動等に対し補助金を交付する。」という制度であることから、申請のあった事業を次の基準で評価する。

- ① 事業内容の環境の保全・創造への寄与
- ② 事業内容の波及効果など成果の府民への還元性
- ③ 事業の新規性・発展性
- ④ 事業手法の適切性
- ⑤ 事業計画の実行性・効果（過去5年度以内に3回以上、本補助金交付を受けた団体のみ）

## 3 審査方法

- (1) 事務局からの申請内容等の説明及び部会委員からの質疑等を実施し、その内容を踏まえて審査を行う。
- (2) 審査・評価基準を踏まえ、応募のあった事業について、過去5年度以内において、「本補助金交付実績が3回未満の団体」と「本補助金交付を3回以上受けた実績のある団体」のそれぞれに対し、次の項目ごとに配点を行う。

## 《本補助金交付実績が過去5年度以内において3回未満の団体》

審査項目	評価の基準	配点
①事業内容の環境の保全・創造への寄与	・イベント内容の環境の保全・創造への寄与が認められるか ・環境に配慮した取組みを講じているか	25
②事業内容の波及効果など成果の地域への還元性	・事業実施による府民への波及効果、環境・社会・経済の統合的向上への寄与など、地域への還元性が認められるか	25
③事業の新規性・発展性	・新たな手法の導入や枠組みの構築などの新規性が認められるか ・将来に向けた事業の継続や他事業への展開など、事業の発展性が認められるか ・過去に実施した事業の場合は、過去の事業内容からの改善や発展性が認められるか	25
④事業手法の適切性	・経費に妥当性があり、計画が具体的で実効性があり、活動の効果が明確かつ妥当であると認められるか ・過去に実施した事業の場合、これまでの事業が計画どおり実施され効果が認められたか	25
評価点合計	①+②+③+④	100

『本補助金交付を過去5年度において3回以上受けた実績のある団体』

審査項目	評価の基準	配点
申請事業の評価	①事業内容の環境の保全・創造への寄与 ・イベント内容の環境の保全・創造への寄与が認められるか ・環境に配慮した取組みを講じているか	20
	②事業内容の波及効果など成果の府民への還元性 ・事業実施による府民への波及効果、環境・社会・経済の統合的向上への寄与など、地域への還元性が認められるか	20
	③事業の新規性・発展性 ・将来に向けた事業の継続や他事業への展開など、事業の発展性が認められるか ・過去の事業内容からの改善や新規性、発展性が認められるか	20
	④事業手法の適切性 ・経費に妥当性があり、計画が具体的で実行性があり、活動の効果が明確かつ妥当であると認められるか ・これまでの事業が計画どおり実施され効果が認められたか	20
過去5年度以内に補助した事業の評価	⑤事業計画の実行性・効果 ・過去5年度以内に補助した事業（3回以上）が計画どおり実施され、目標を達成するために十分な活動が行われ、環境問題、課題解決に対する効果をあげたか ・過去5年以内の事業実績報告において事業実績を記載した資料（参加者数及び参加者アンケート結果等の事業効果を記載した資料）を添付すること。	20
評価点合計		100

- (3) 審査にあたっては、大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会出席委員による審査を行い、部会としての評価点を決定し、その結果を踏まえ、大阪府は原則として高得点の事業から予算の範囲内で採択する。申請額の合計が予算額を超過した場合は、減額率（交付決定額／申請額）は、前者の事業より後者の事業が大きくなるよう調整する。
- (4) 審査の結果、評価点合計が60点未満となった事業は、原則採択しないものとする。  
また、委員に対して不正行為目的の接触を行った団体の事業については、審査対象から除外することとする。